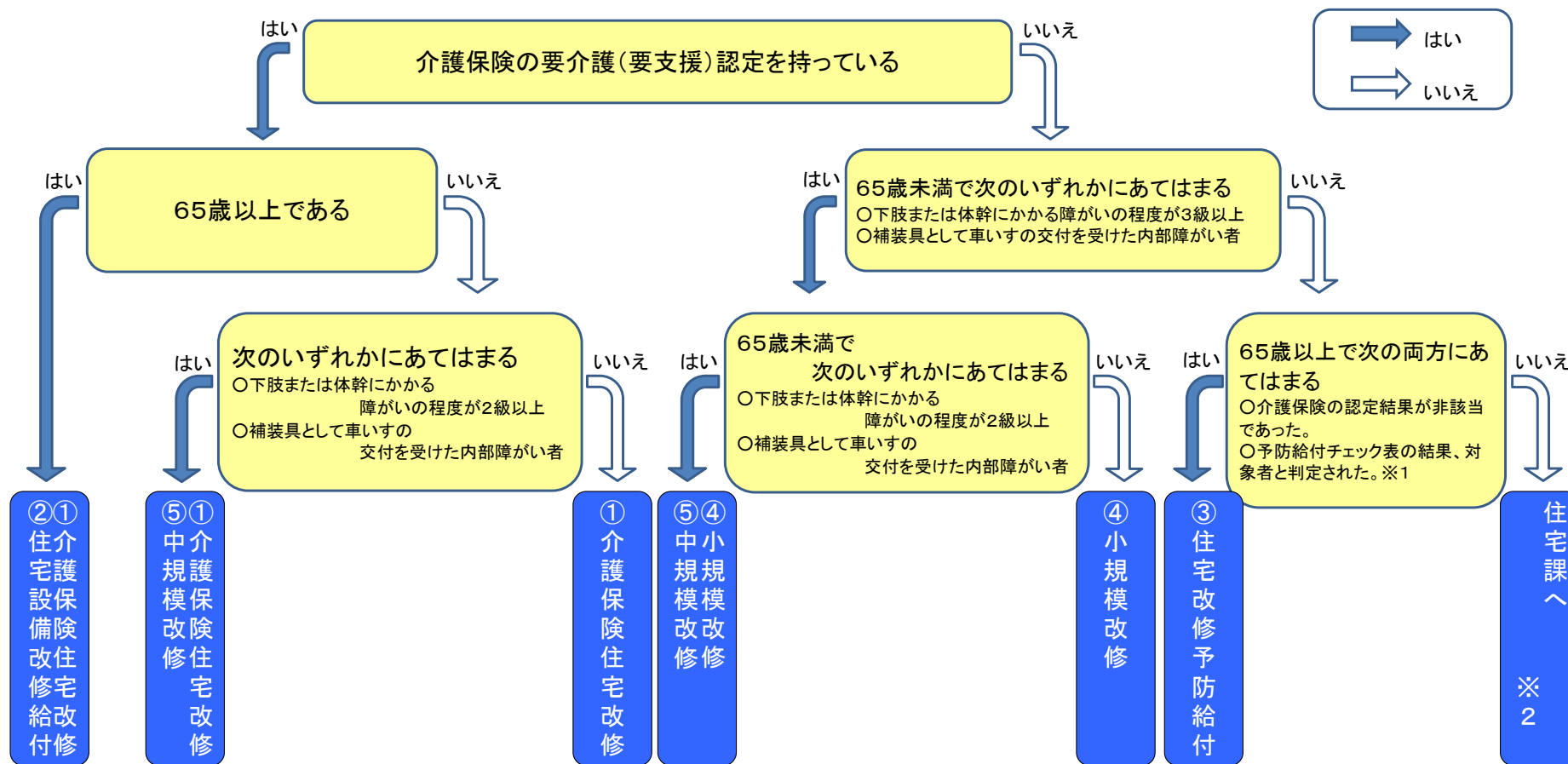


住宅改修にかかる助成制度のご案内

手すりの取り付けなど、お住まいの住宅を改修される場合、申請により助成を受けられる場合があります。

それぞれの制度には条件があります。

以下の設問でご自身の受けられる制度をご確認のうえ、担当部署へお問い合わせください。



それぞれの制度の概要および担当部署については、次ページをご覧ください。

※1 予防給付チェック表:

住宅改修予防給付を申請にあたって、申請者の身体状況を確認するためのチェック表。

詳しくは高齢者支援センターにお問い合わせください。

※2 住宅課:

住宅の改修工事費用の一部を助成しています。詳しくは住宅課までお問い合わせください(Tel.042-724-4269)。

①介護保険住宅改修

【申請条件】

○要介護(要支援)認定を持っている

【対象工事】

対象工事	工事例	問い合わせ先
(1)手すりの取り付け	○浴室に手すりを取り付け ○階段に手すりを取り付け	いきいき生活部 介護保険課 給付係 Tel042-724-4366
(2)段差の解消	○トイレに手すりを取り付け ○廊下に手すりを取り付け	
(3)床材の変更	○玄関上がり框に踏み台を設置 ○敷居を撤去 ○スロープの設置	
(4)扉の取り換え	○車椅子での生活のために畳をフローリングに変更	
(5)和式トイレの洋式化	○浴室の開き戸を折れ戸に取り換え ○ドアノブの変更	

②住宅設備改修給付

【申請条件】

○65歳以上である

○要介護(要支援)認定を持っている

【対象工事】

対象工事	工事例	問い合わせ先
(1)浴槽の取り換え	○和式浴槽(またぎが高く浴槽が狭い)や、洋式浴槽(浅く広い浴槽でおぼれる危険がある)を和洋折衷の浴槽に改修	いきいき生活部 介護保険課 給付係 Tel042-724-4366
(2)流し・洗面台の取り換え	○車いす利用者や長時間の立位での作業が困難な方が、車いす用の洗面台に交換 ○疾病のため蛇口がひねられなくなった方が蛇口を交換	
(3)和式トイレの洋式化	○和式トイレを洋式トイレに変更	

③住宅改修予防給付

【条件】

○65歳以上である

○要介護(要支援)認定申請の結果が「自立(非該当)」

○予防給付チェック表の結果、対象と判定された方

【対象工事】

対象工事	工事例	問い合わせ先
(1)手すりの取り付け	○浴室に手すりを取り付け ○階段に手すりを取り付け	いきいき生活部 介護保険課 給付係 Tel042-724-4366
(2)段差の解消	○トイレに手すりを取り付け ○廊下に手すりを取り付け	
(3)床材の変更	○玄関上がり框に踏み台を設置 ○敷居を撤去 ○スロープの設置	
(4)扉の取り換え	○車椅子での生活のために畳をフローリングに変更	
(5)和式トイレの洋式化	○浴室の開き戸を折れ戸に取り換え ○ドアノブの変更	

④小規模改修

【申請条件】

○65歳未満である

○次のいずれかにあてはまる

・下肢または体幹にかかる障がいの程度が3級以上

・補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者

※世帯で最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の方は対象外となります。

【対象工事】

対象工事	工事例	問い合わせ先
(1)手すりの取り付け	○浴室に手すりを取り付け ○階段に手すりを取り付け	地域福祉部 障がい福祉課 支援係 Tel042-724-3089
(2)段差の解消	○トイレに手すりを取り付け ○廊下に手すりを設置	
(3)床材の変更	○玄関上がり框に踏み台を設置 ○敷居を撤去	
(4)扉の取り換え	○車椅子での生活のために畳をフローリングに変更	
(5)和式トイレの洋式化	○浴室の開き戸を折れ戸に取り換え	

⑤中規模改修

【申請条件】

○65歳未満である

○次のいずれかにあてはまる

・下肢または体幹にかかる障がいの程度が2級以上

・補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者

※世帯で最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の方は対象外となります。

【対象工事】

対象工事	工事例	問い合わせ先
(1)小規模改修で不足する部分	※「④小規模改修」参照	地域福祉部 障がい福祉課 支援係 Tel042-724-3089
(2)浴槽の取り換え	○和式浴槽(またぎが高く浴槽が狭い)や、洋式浴槽(浅く広い浴槽でおぼれる危険がある)を和洋折衷の浴槽に改修	
(3)流し・洗面台の取り換え	○車いす利用者や長時間の立位での作業が困難な方が、車いす用の洗面台に交換 ○疾病のため蛇口がひねられなくなった方が蛇口を交換	
(4)玄関の段差解消機の設置工事等	○玄関等の出入りのための段差解消機の設置	

<住宅改修工事に伴う固定資産税の減額>

各種住宅改修制度を利用された場合、固定資産税の減額制度に該当する場合があります。詳しくは資産税課にお問い合わせください(資産税課 家屋係:042-724-2118)。

介護保険課でご申請いただける住宅改修にかかる助成制度

2018.11

①介護保険住宅改修

現在お住まいの住宅で、お体の具合によりお困りの点について行う、手すりの取り付けや段差解消などの工事に対して、お一人につき、工事費用の9割、8割または7割(18万円、16万円または14万円まで)を支給します。

対象となる住宅は、住民票に記載のある住宅になります。
なお、新築工事や老朽化による工事は支給の対象とはなりません。
【対象工事】

対象工事	工事例	支給対象となる 工事費用の上限額 ※	支給上限額
(1)手すりの取り付け	○浴室に手すりを取り付け ○トイレに手すりを取り付け ○階段に手すりを取り付け ○廊下に手すりを取り付け	200,000円	180,000円(1割)
(2)段差の解消	○玄関上がり框に踏み台を設置 ○敷居を撤去 ○スロープの設置		160,000円(2割)
(3)床材の変更	○車椅子での生活のため畳をフローリングに変更		140,000円(3割)
(4)扉の取り換え	○浴室の開き戸を折れ戸に取り換え ○ドアノブの変更		
(5)和式トイレの洋式化	○和式トイレを洋式トイレに変更		

※この金額を超える部分の工事費用は全額自己負担となります。

【申請条件】

○要介護(要支援)認定を持っている。

【申請方法】

右ページ参照

②住宅設備改修給付

現在お住まいの住宅で、お体の具合によりお困りの点について行う、浴槽の取替えや流し・洗面台の取替えなどの工事に対して、1世帯につき、工事費用の9割(それぞれ上限があります)を支給します。

対象となる住宅は、住民票に記載のある住宅になります。
なお、新築工事や老朽化による工事は支給の対象とはなりません。

【対象工事】

対象工事	工事例	支給対象となる 工事費用の上限額 ※	支給上限額
(1)浴槽の取り換え	○和式浴槽(またぎが高く浴槽が狭い)や、洋式浴槽(浅く広い浴槽でおぼれる危険がある)を和洋折衷の浴槽に改修	379,000円	341,100円
(2)流し・洗面台の取り換え	○車いす利用者や長時間の立位での作業が困難な方が、車いす用の洗面台に交換 ○疾病のため蛇口がひねられなくなった方が蛇口を交換	156,000円	140,400円
(3)和式トイレの洋式化	○和式トイレを洋式トイレに変更	106,000円	95,400円

※この金額を超える部分の工事費用は全額自己負担となります。

【申請条件】

○65歳以上である
○要介護(要支援)認定を持っている

【申請方法】

右ページ参照

～ご利用の流れ～

(①介護保険住宅改修、②住宅設備改修給付)

相談

まずは、ケアマネジャー、もしくは高齢者支援センター(以下「ケアマネジャー等」)にご相談ください。

工事内容の決定

現在のお住まい住宅で、お体の具合によりお困りの点について、ケアマネジャー等・施工業者と話し合い適切な改修の内容を決めます。
(工事内容の提案を行う、住宅改修アドバイザー制度を利用することもできます。)

申請(事前申請)

ケアマネジャー等が必要書類を取りまとめ、町田市に提出します。

審査(事前申請)

町田市で申請書類を審査します。
10日から2週間ほどで審査を行います。(提出書類に不備がない場合)

着工許可

町田市からケアマネジャー等へ、審査結果を通知します。

工事着工

工事に着工します。
※着工許可の連絡前に着工した場合、支給の対象外となりますのでご注意ください。

申請(支給申請)

工事完了後、ケアマネジャー等が必要書類を取りまとめ、町田市に提出します。

審査(支給申請)および支給

町田市で申請書類を審査します。
書類に不備がなければ、2ヶ月程度で支給します。

③住宅改修予防給付

介護保険の認定申請で自立(非該当)と判定された方で、高齢者支援センターで行う「予防給付チェック表」の結果、住宅改修予防給付の対象であると判定された方がご利用いただける制度です。

現在お住まいの住宅で、お体の具合によりお困りの点について行う、手すりの取り付けや段差解消などの工事に対して、1世帯につき、工事費用の9割、8割または7割(18万円、16万円または14万円まで)を支給します。

対象となる住宅は、住民票に記載のある住宅になります。なお、新築工事や老朽化による工事は支給の対象とはなりません。

【対象工事】

対象工事	工事例	支給対象となる 工事費用の上限額 ※	支給上限額
(1)手すりの取り付け	○浴室に手すりを取り付け ○トイレに手すりを取り付け ○階段に手すりを取り付け ○廊下に手すりの取り付け	200,000円	180,000円(1割)
(2)段差の解消	○玄関上がり框に踏み台を設置 ○敷居を撤去 ○スロープの設置		160,000円(2割)
(3)床材の変更	○車椅子での生活のため畳をフローリングに変更		140,000円(3割)
(4)扉の取り換え	○浴室の開き戸を折れ戸に取り換え ○ドアノブの変更		
(5)和式トイレの洋式化	○和式トイレを洋式トイレに変更		

※この金額を超える部分の工事費用は全額自己負担となります。

【申請条件】

- 65歳以上である
- 要介護(要支援)認定申請の結果が「自立(非該当)」
- 「予防給付チェック表」の結果、住宅改修予防給付の対象であると判定された

【申請方法】

右ページ参照

<住宅改修工事に伴う固定資産税の減額>

各種住宅改修制度を利用された場合、固定資産税の減額制度に該当する場合があります。詳しくは資産税課にお問い合わせください(資産税課 家屋係:042-724-2118)。

～ご利用の流れ～ (③住宅改修予防給付)

この制度は、認定審査を受けて「非該当」と判定された方が対象となります。まずは、認定のご申請をお願いします。

相談

高齢者支援センターに相談して、予防給付チェック表にご回答ください。住宅改修予防給付の対象との判定が出れば、申請をしていただくことができます。

工事内容の決定

現在お住まいの住宅で、お体の具合によりお困りの点について、高齢者支援センター職員・施工業者と話し合い適切な改修の内容を決めます。(工事内容の提案を行う、住宅改修アドバイザー制度を利用することもできます。)

申請(事前申請)

高齢者支援センター職員が必要書類を取りまとめ、町田市に提出します。

審査(事前申請)

町田市で申請書類を審査します。10日から2週間程度で審査を行います。(提出書類に不備がない場合)

着工許可

町田市から申請者へ、「住宅改修予防給付負担割合証明書」を通知します。町田市から高齢者支援センターへ、審査結果を通知します。

工事着工

工事に着工します。※着工許可の連絡前に着工した場合、支給の対象外となりますのでご注意ください。

申請(支給申請)

工事完了後、高齢者支援センター職員が必要書類を取りまとめ、町田市に提出します。

審査(支給申請)および支給

町田市で申請書類を審査します。書類に不備がなければ、約2ヶ月ほどで支給します。

町田市いきいき生活部
介護保険課給付係 住宅改修担当
TEL042-724-4366